

# — マルトクレジットカード会員特約 —

## 第1条（本特約に定めるカード）

本特約に定めるクレジットカードは、株式会社マルト商事（以下「マルト」という）ならびに株式会社シジシージャパン（以下「CGC」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」といい、両者を併せて「両社」という）が提携して発行するマルトクレジットカード（以下「本カード」という）とします。

## 第2条（本カードの会員）

1. 本カードの会員（以下、家族会員を含めて「会員」という）となるのは、本特約ならびにクレジットカード会員規約およびこれに付帯する諸特約・諸規定（以下これらを総称して「会員規約等」という）を承認の上、入会の申込を行われた方で、マルトおよび両社が入会を認めた方をいいます。
2. 当社所定の期間内にクレジットカード会員規約第29条に定める本カードの利用がない場合、更新カードを発行しないことがあります。

## 第3条（本カードのサービス）

1. マルトは、所定の方法により、会員に対する独自のサービス・特典を提供します。
2. マルトは、会員に対しポイントサービスを提供します。
3. 当社は、本特約および会員規約等の定めるところにより、会員に対し各種のクレジットカードサービスを提供します。

## 第4条（支払期日）

本カードにおける支払期日は、毎月2日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日）となります。

## 第5条（個人情報等の収集・利用・提供等に関する同意）

1. 入会申込者および会員（以下「会員等」という）は、自己の個人情報（会員規約等に定める属性情報、契約情報、取引情報およびマルトが入会申込に際して収集するアンケート情報）およびその他の情報の取扱いに関し、本条に定める内容に同意します。
2. マルトは、会員等の個人情報を以下の目的の範囲内で自ら利用する場合があります。  
[目的] ポイントサービスを円滑に実施すること、マルトの事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。
3. CGCは、会員等の個人情報を以下の目的の範囲内で自ら利用する場合があります。  
[目的] CGCの事業におけるマーケティング（市場調査・商品企画・分析等）を実施すること。
4. マルトおよび当社は、以下の目的のために、会員等の個人情報を相互に交換し、これを利用する場合があります。  
[目的] クレジットカードの発行・管理、各種サービスの円滑な提供、会員等に対する与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務に利用するため。
5. 当社は、本カードの入会申込に対する本カード発行の可否（その理由は除く）発行後の退会・解約の事実（その理由は除く）について、マルトおよびCGCに通知します。

## 第6条（個人情報に関する会員の権利）

1. 会員等は、会員規約等に定めるところに準じて、マルトに対し以下の請求をすることができます。
  - ①第5条第2項に規定する宣伝印刷物の送付・eメールの送信等に対する中止の請求
  - ②マルトにおいて管理する個人情報の開示・訂正・削除の請求
2. 会員等は、会員規約等に定めるところに準じて、CGCに対し

以下の請求をすることができます。

①CGCにおいて管理する個人情報の開示・訂正・削除の請求

#### 第7条（個人情報に関するお問い合わせ先）

1. マルトにおける第6条第1項の請求その他のお問い合わせについては下記までお願いします。  
[対応部署] マルトカード係り  
[住所等] 〒979-0195  
福島県いわき市勿来町窪田十条3番1  
TEL 0246-65-5115
2. CGCにおける第6条第2項の請求その他のお問い合わせについては下記までお願いします。  
[対応部署] CGCカードセンター  
[住所等] 〒169-8531  
東京都新宿区大久保2丁目1番14号  
TEL 03-3204-0248

#### 第8条（本特約に定めのない事項等）

1. 本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。
2. 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該改定を承認したものとみなします。